

この保険は以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

<主契約> 病気(ガンを含む)やケガの保障

特長1

患者申出療養として実施された療養を受けたときは、その技術料と同額の給付金をお支払いします。

※1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度。

特長2

健康状態にかかわらず、ご契約は90歳まで自動的に更新されます。

<イメージ図>

患者申出療養給付保険
(無解約払戻金型)

患者申出療養給付金

5年間
保障します
(90歳まで
自動更新)

ご契約

主契約の保障内容

このようなときにお支払いします	お支払金	お支払額	お支払限度
患者申出療養として実施された療養を受けたとき	患者申出療養給付金	1回の療養につき 患者申出療養にかかる 技術料と同額	1回の療養につき 1,000万円限度 通算2,000万円限度

※同一の患者申出療養において複数回にわたって一連の患者申出療養給付金のお支払事由に該当する療養を受けたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなして、患者申出療養給付金をお支払いします。

※先進医療として実施された療養を受けた場合や、ご契約時に患者申出療養の対象であった療養であっても、療養を受けた日現在において公的医療保険制度の給付対象となっている場合は、患者申出療養給付金のお支払いの対象にはなりません。

※給付対象となる患者申出療養の種類およびその取扱保険医療機関は、厚生労働大臣の認定が適宜見直されることに伴い変更となることがあります。

主契約のお取り扱い範囲

契約年齢	0歳～80歳
保険期間・保険料払込期間	5年
保険料払込方法	月払／半年払／年払
解約時の払いもどし金	この保険には、払いもどし金はありません。
契約者配当金	<ul style="list-style-type: none"> ●この保険は有配当タイプのため、剰余金が生じた場合に、保険期間を満了したご契約*について契約者配当金をご契約者にお支払いします。(ただし、アクサ生命の決算実績などによっては、お支払いできない場合もあります。) *保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。 ●契約者配当金のお支払方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約を更新される場合: アクサ生命所定の利率(配当積立利率)で積み立てておき、ご契約が消滅したときまたはご契約者からのご請求があったときにお支払いします。 ・ご契約を更新されない場合: 保険期間満了後にお支払いします。

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

※契約年齢などによってお取り扱いできない範囲があります。

この商品は、アクサ生命所定の保険商品と同時に申し込みにいただけます。対象保険商品については裏面をご覧ください。

特 約	このようなお支払いします
指定代理請求特約	ご契約者が被保険者の同意を得てこの特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、給付金などの受取人に代わりあらかじめ指定した指定代理請求人が給付金などを請求することができます。

付帯サービス



アクサ
メディカル
アシスタンス
サービス

- Doctors Me
- 24時間電話健康相談サービス
- メディカルコンサルテーション
- 糖尿病サポートサービス
- 介護・リハビリサポートサービス
- 優待サービス 郵送検査キット

※上記サービスは各サービス提供会社が提供します。
上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。

●この商品は、以下保険商品と同時にお申込みいただけます。
医療治療保険(無解約払いもどし金型)／ガン治療保険(無解約払いもどし金型)／重症化予防支援保険(無解約払戻金型)

■生命保険募集人について

アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

■給付金などをお支払いしない場合などの制限事項について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」 「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。



〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

→ アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/>

お問合せ・担当者